

建築設計標準の改定を踏まえた 地方公共団体の動向

■調査の概要

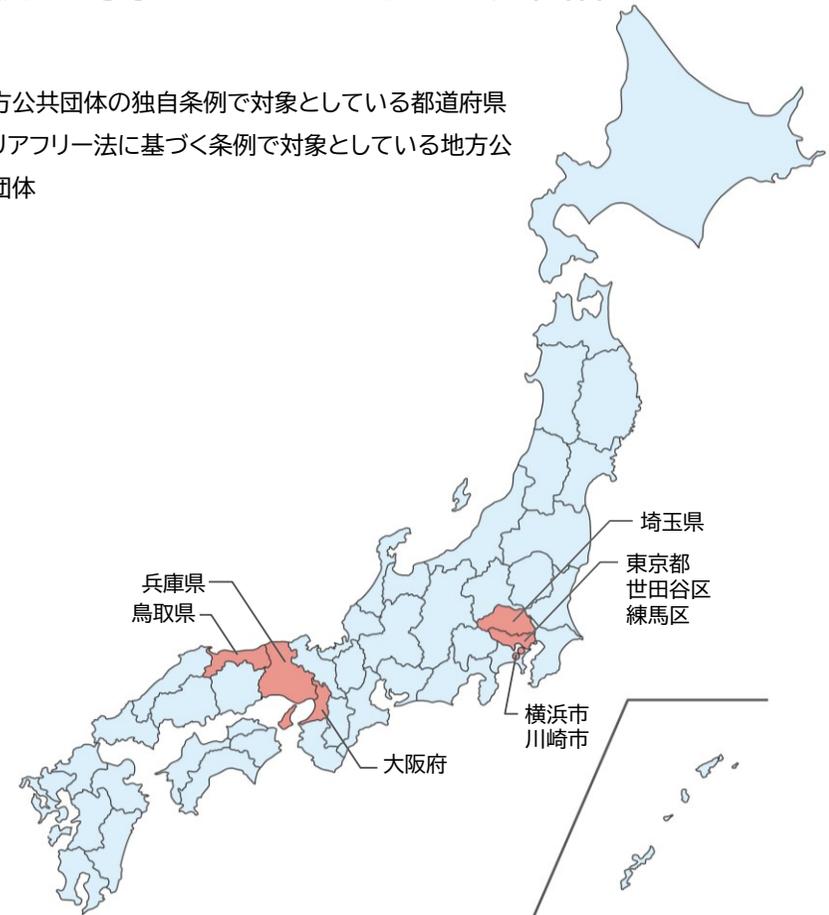
- ・ 調査対象：全ての地方公共団体1,788団体（回答率100%）
- ・ 調査期間：令和3年10月11日から令和3年11月12日
- ・ 調査方法：Eメールによる配布・回収
- ・ 原則として2021年10月1日の状況を回答

① 条例における対象規模(小規模建築物)の状況

- 委任条例を制定している地方公共団体20団体のうち9団体が、床面積の合計500㎡未満への義務付け対象規模の引下げを行っている。
- また、委任条例を制定していない場合でも、都道府県の独自条例により、500㎡未満の建築物(小規模建築物)を対象に、工事前の事前協議等によりバリアフリー化が進められている。

■ 床面積の合計500㎡未満の建築物を条例の対象としている地方公共団体

- 地方公共団体の独自条例で対象としている都道府県
- バリアフリー法に基づく条例で対象としている地方公共団体

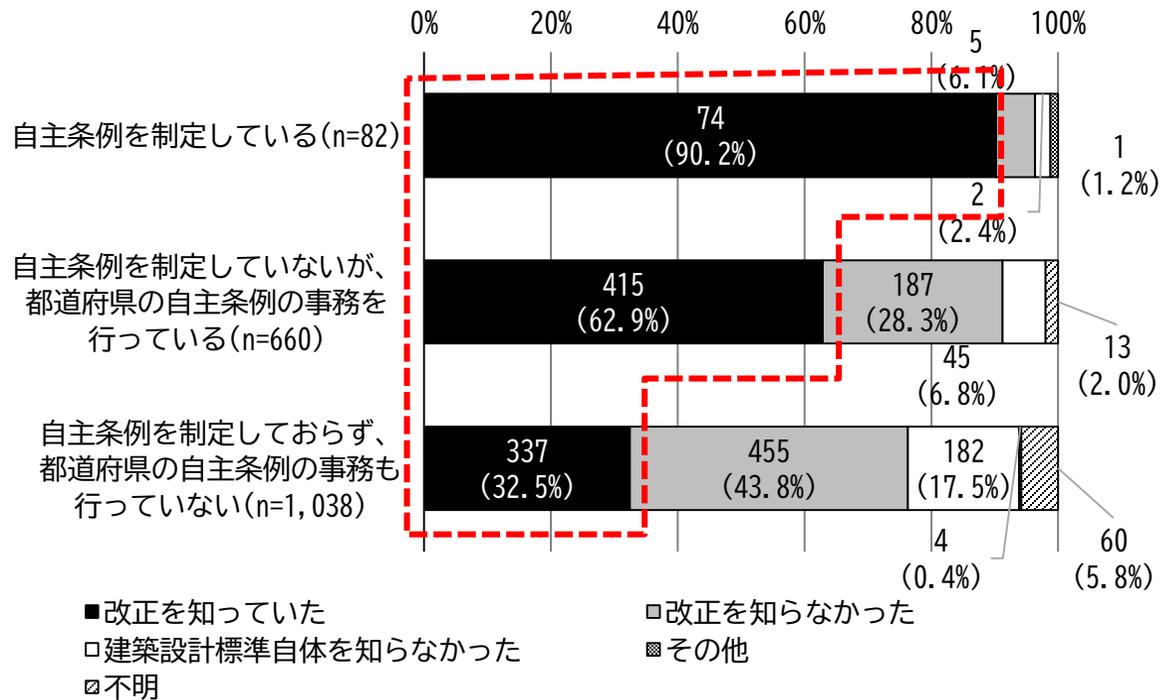


※両方で床面積の合計500㎡未満の建築物を対象としている都道府県については、「バリアフリー法に基づく条例で対象としている地方公共団体」に含む。

②建築設計標準の改正の把握

- 令和3年3月に建築設計標準の改正が行われたことを、自主条例を制定している地方公共団体(82団体)の90.2%、自主条例の事務を行っている地方公共団体(660団体)の62.9%が知っている。
- 自主条例を制定しておらず、都道府県の自主条例の事務もしていない地方公共団体では、改正を知っていたのは32.5%にとどまり、建築設計標準自体を知らなかったとの回答も17.5%となっている。**全国でのバリアフリー化を浸透させていくためにも、地方公共団体に対して、引き続き周知・理解促進を図る必要がある。**

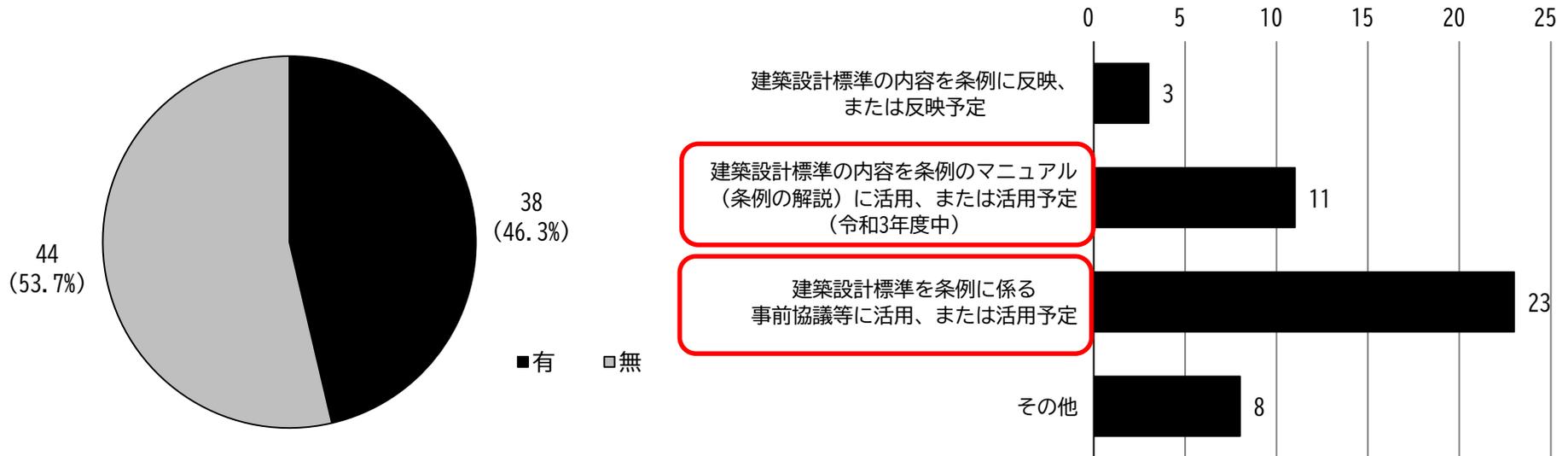
■自主条例の制定有無と建築設計標準の改正の把握状況 (n=1,780(不明:8を除く))



③建築設計標準の改正を受けた取組

- 自主条例を制定している82の地方公共団体のうち、令和3年3月の**建築設計標準改正を受けて条例等に関する取組等を行っているのは38団体**となっている。
- 取組内容としては、「**建築設計標準を条例に係る事前協議等に活用、または活用予定**」が23件と最も多く、次いで「**建築設計標準の内容を条例のマニュアルに活用、または活用予定**」が11件、「**建築設計標準の内容を条例に反映、または反映予定**」が3件となっている。

■建築設計標準改正を受けた条例等に関する取組等の有無(n=82) ■条例等に関する取組の内容(n=38)



④建築設計標準改正後の条例等に関する取組等：鳥取県

鳥取県福祉のまちづくり条例改正の概要

□ 建築物のバリアフリー化を促進させるため、施設の利用者・供給者、建築関係団体等で構成する委員会を開催して、地方公共団体が条例で付加する移動等円滑化基準等の見直し案をまとめ、令和4年2月定例県議会に福祉のまちづくり条例改正案を提案した。同年10月施行予定。

建築設計標準に掲載され、条例案に採用したバリアフリー整備項目

- 条例の改正案では、**建築設計標準の改正を受け**、以下のバリアフリー整備項目について、建築物の新築・増改築等に合わせてバリアフリー整備を義務付け。
 - ✓ **トイレ内で光で火災の警報を発信する装置**
 - ✓ **火災時にエレベーターを避難階に着床する装置**
 - ✓ 車いす使用者用トイレ以外に車いす使用者が利用可能な**車いす用簡易便房**を一般男女トイレに設置
 - ✓ 廊下等、トイレ内で、床、壁、出入口に明度等の差を設け、**ロービジョン者に配慮**



④ 建築設計標準改正後の条例等に関する取組等：東京都

- 東京都福祉のまちづくり推進協議会 第1回専門部会(R3.6.25開催済み)において、トイレの整備・適正利用ハンドブック(仮称)の策定、東京都福祉のまちづくり条例施行規則の改正等について検討。
- R3.10施行規則公布、R4.4施行
- R4.3ハンドブック策定(予定)

公共トイレの整備の新たな方向性について(案)

資料2-1

1 現状

(課題)

- 都の整備基準として、車椅子使用者、高齢者、妊婦、乳幼児連れ等 **だれでも円滑に利用できる便房を「だれでもトイレ」と規定** (H8公園、H12建築物・公共交通)
- 当時、誰でも利用できるよう、「車椅子対応トイレ」の名称を変更し、多機能トイレを整備すべきという議論があり、都独自に「だれでもトイレ」を推進
- だれでもトイレに、誰もが円滑に利用できる設備(オストメイト設備、ベーパーベッド等)が集中した結果、**利用が集中し、不適正利用も発生**

(国等の動向)

- 令和2年バリアフリー法改正により、**障害者用トイレ等の適正利用を推進**
- 令和3年3月、建築設計標準の改正により、トイレの表示は、「多機能」「多目的」など **誰でも使用できるような名称ではなく、利用対象及び個別機能をピクトグラム等で表示** と見直し

3 具体的展開策(令和3年度)

以下の①から③の取組を効果的に進めるため、キャッチフレーズを決めて進めます。

「変わります ときよのトイレ
～ひとりひとりのために」

- ① トイレの整備・適正利用ハンドブック(仮称)の策定**
 - 機能分散やピクトグラム表示などに関する好事例、オリパラ施設の設計事例の紹介や適正利用のための普及啓発等を盛り込んだハンドブックを策定し、区市町村や事業者の実践を後押しする。
 - ハンドブックの策定にあたっては、検討会の意見を踏まえる。
- ② 条例施行規則の改正**
 - 見直しの方向性に合わせ、機能集中型トイレに関する記述を変更する。
 - ・「だれでもトイレ」の名称は規則から削除
 - ・表示は、そのトイレの機能をピクトグラムでわかりやすく表示
- ③ 区市町村への財政支援を検討(令和3年度以降)**
 - 既設トイレの名称及び設備のピクトグラム表示の変更等に係る経費について、区市町村への財政支援を検討する。

2 今後の方向性

真に利用が必要な人が使えるようにするため、1つのトイレへの機能 **集中** から、複数のトイレに機能 **分散** 個別機能を **ピクトグラム** でわかりやすく表示

トイレ全体で、ユニバーサルデザインを推進

4 今後のスケジュール(案)

- 令和3年6月 推進協議会専門部会にて審議
- 9月 ハンドブック策定の検討を開始
- 10月 条例施行規則公布
- 令和4年3月 ハンドブック策定・周知開始



第13期東京都福祉のまちづくり推進協議会 第1回専門部会
(<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kiiban/machizukuri/suisinkyō/dai13ki/bukai1.html>)
より資料引用